

告 示

埼玉県告示第百八十一号

玉淀ダム管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

玉淀ダム管理規程の一部を改正する告示

玉淀ダム管理規程（平成九年埼玉県告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「取水口ゲート」を「本取水口ゲート」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、本取水口ゲートから取水ができない場合に限り、予備取水口ゲートから取水を行うものとする。

第九条第一項中「取水口ゲート」を「本取水口ゲート」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、予備取水口ゲート使用時の測定は、河川水位を基に換算した流量によるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

一 本取水口

取 水 期 間	最大取水量 (単位 立方メートル/秒)	年間総取水量 (単位 千立方メートル)
六月一日から 六月十日まで	五・一八一	三九、一二〇
六月十一日から 九月三十日まで	四・〇九八	
十月一日から 五月三十一日まで	一・〇三二	

二 予備取水口

取 水 期 間	最大取水量 (単位 立方メートル/秒)	年間総取水量 (単位 千立方メートル)
---------	------------------------	------------------------

六月一日から 九月三十日まで	三・四四三	三九、一一〇
十月一日から 五月三十一日まで	一・〇三三二	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。